

紹介手数料の減額について

当社の紹介により就業した者が入社 14 日以内に、本人都合による退職又は、本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から下記に従い返還をする。

- | | |
|--------------|-----|
| 1. 入社 14 日以内 | 80% |
| 2. 入社 1 か月以内 | 50% |
| 3. 入社 2 ヶ月以内 | 20% |

また、返金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。

許可番号 11-ユ- 300807

事業所の名称 株式会社 TRIGGER

所在地 埼玉県さいたま市中央区上峰 1 - 1 - 1